

サテライトオフィス補助金

大月市オフィスバンク制度に登録された市内の物件と賃貸借契約を締結した企業等に対し、賃借料の一部を補助する制度です。

対象者

次の8つの要件をすべて満たしている者が対象となります。

- ①大月市オフィスバンク実施要綱に基づき物件登録された市内の事務所と賃貸借契約を締結していること。
- ②事務所の設置後、業務を2年以上継続することが見込まれること。
- ③開設した事務所において、従業員が3名以上就労していること。
- ④開設した事務所の転賃借契約を締結していないこと。
※コワーキングスペースとして開設する場合はこの限りではない。
- ⑤当該事務所の設置に対し、この補助金とは別に、大月市産業集積促進事業補助金交付要綱を除く大月市補助金等交付規程に規定する補助金等の交付決定を受けていないこと。
- ⑥大月市及び市外の市区町村を含む法人市民税等を滞納していないこと。
- ⑦会社更生法第17条の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- ⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団又はその構成員でないこと。

補助金額

◎月額の家賃に2分の1を乗じた額
(月5万円を上限とし、千円未満は切り捨て)

補助対象期間

◎補助開始月から24カ月を限度とします。

制度終了

令和5年3月31日

問合せ先

大月市役所 産業建設部産業観光課 産業振興担当
大月市大月町花咲1608-19
電話:0554-20-1857